

令和7年度愛知県立春日井南高等学校いじめ防止基本方針

I いじめの防止についての基本的な考え方

(1) 本校の基本認識

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼしかねない行為であり、また、どの生徒でも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、教職員は、日頃から小さな兆候であっても見逃さないように努め、いじめを認知した場合は問題を一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織的に指導に当たる。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人と信頼できる関係の中で、安心・安全で快適に生活できる場であることが大切である。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、多様性を受け入れ、お互いの人格を尊重し、他者への思いやりと、他者と協調・協働して物事をすすめる豊かな人間性・社会性を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。また、実体験の乏しい生徒が、さまざまな体験活動等を通して人間的に成長できる取組の充実を図る。

(2) いじめの定義

本校では、「いじめ」とは、生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの（いじめ防止対策推進法第2条）とする。

この定義が、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。）のために定められたものであることに留意し、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立って行う。

(3) いじめの解消

本校では、「いじめの解消」とは、いじめられた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月以上）継続していることとする。また、「いじめの解消」を判断する時点において、いじめられた生徒が心身の苦痛を感じていないと認められることとする。

II いじめ防止等の対策について ～いじめを起こさないために～

(1) 組織について

いじめの兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことなく、組織として対応するために、以下のいじめ防止対策組織を設置する。

ア「いじめ防止対策委員会」

《役割》

- ・いじめ防止対策全般（未然防止、早期発見、事案発生時の対応）の立案
- ・「対応支援チーム」との連携による校内体制の構築
- ・校内研修の企画と実施
- ・いじめ防止のための年間計画の作成と実施や本基本方針の検証と見直し

《メンバー》

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、各学年主任、
教育相談係（特別支援コーディネーター）、養護教諭、
（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）

イ「対応支援チーム」

《役割》

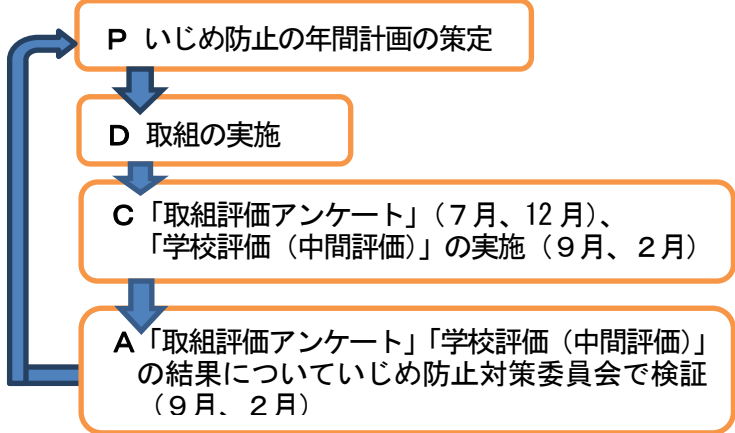
- ・いじめ防止対策全般（未然防止、早期発見、事案発生時の対応）への対応
- ・いじめ事案に関する生徒情報などの集約
- ・いじめ事案発生時の初期対応

《メンバー》

教頭、生徒指導主事、学年主任、
教育相談係（特別支援コーディネーター）、養護教諭

(2) 具体的な取組について

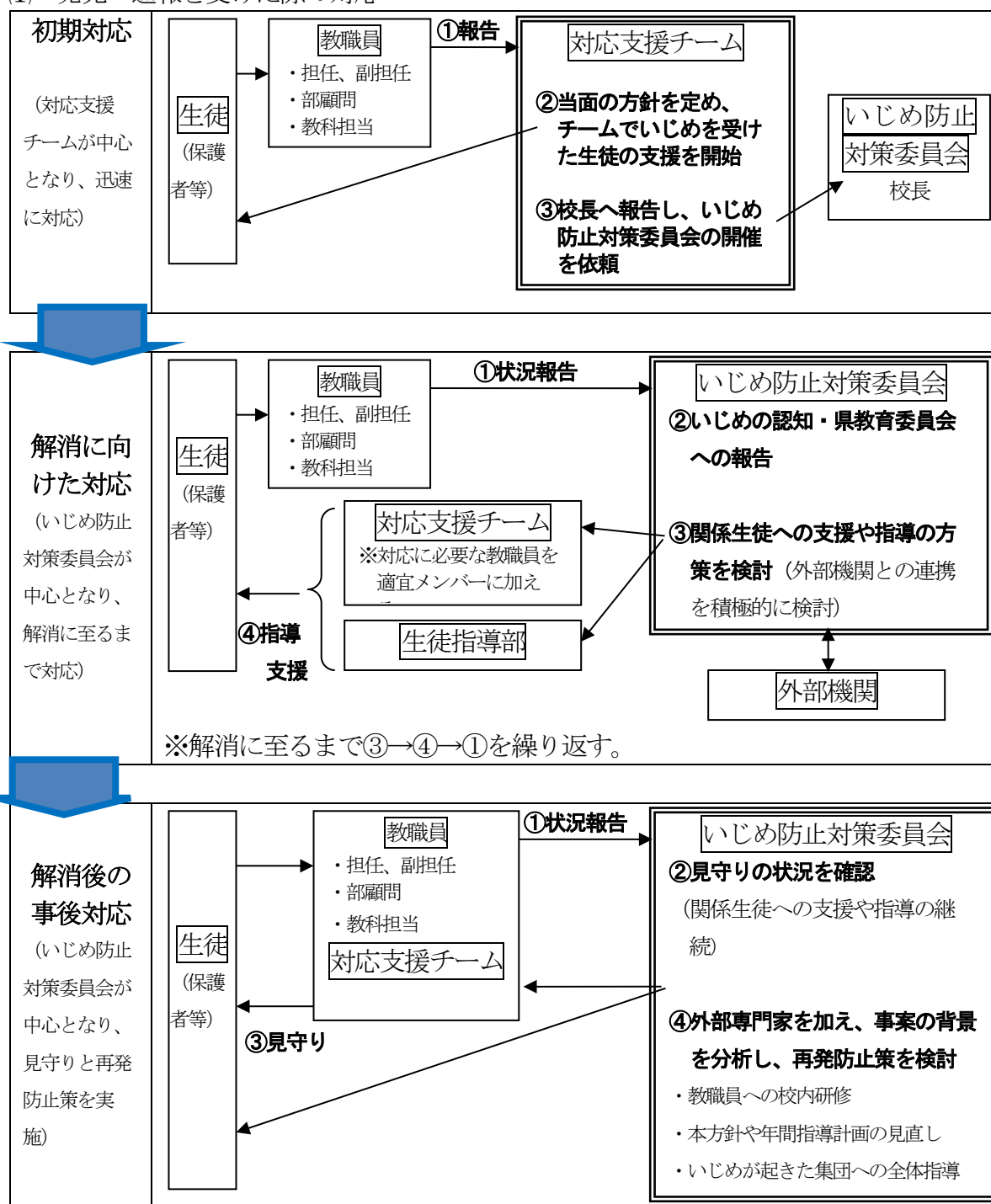
	学校の方針	学校としての取組	保護者・外部機関との連携
未然防止	ア いじめに対する共通理解を図る。	○全教職員に対して、校内研修を実施する。 ・「いじめ防止基本方針」の周知と取組の徹底【生徒指導部】（4月） ○生徒に具体的ないじめ事例を提示する。 ・合格者オリエンテーション内の生徒指導主事からの話【生徒指導部】（3月）	○本方針の公開
	イ 生徒がいじめに向かない態度・能力を育成する。	○道徳教育や人権教育の充実を図る。 ・人権週間での取組→人権講話【生徒指導部・保健部】（12月） ○体験活動や読書活動を推進し、社会性を養う。 ・遠足【生徒指導部】（4月） ・PTA 合同交通指導【生徒指導部】（6・10月） ・学校関係者評価委員会（5月・3月） ・修学旅行【生徒指導部】（10月） ○ストレスをコントロールする能力やコミュニケーション能力を養う。	○地域と連携した体験活動の実施 ○学校評議員への学校行事公開
	ウ いじめを生まないための指導に留意する。	○一人一人の生徒を大切に、発達支持的な授業づくりに努める。 ・「授業改善」→授業公開週間を設定【教務部・教科会】（6月、11月） ○教職員の不適切な指導により、いじめを助長することがないように細心の注意を払って指導に当たる。 ○生徒自らがいじめ等、生徒指導上の課題について考える取組を積極的に実施する。	○外部講師等による研修の実施

	エ 自己有用感や自己肯定感を高める。	○クラスや部活動等で一人一人が活躍でき、他者の役に立っていると実感できる機会の提供に努める。 ○体験活動を通して、社会に貢献しているとの思いが得られる機会の提供に努める。 ・遠足【生徒指導部】(4月) ・学校関係者評価委員会(5月・3月) ・修学旅行【生徒指導部】(10月)	○中高連携 ○地域と連携した体験活動の実施
早期発見	全教職員が、いじめの兆候を見逃さず、積極的にいじめの認知に努める。		○地域の巡回
	ア アンケートを定期的実施する。	○アンケートを実施する。 ・「学校安全アンケート」の実施【生徒指導部】(5月、9月) ○アンケートの質問項目や実施方法については適宜検討し、いじめの通報や生徒自らがいじめ等、生徒指導上の課題について考える取組の一助となるものとする。	○認知件数の公開
	イ 教育相談の充実を図る。	○相談係やSCとの面談の周知【保健部】 ○「健康観察」の実施【保健部】(毎日) ○個人面談の実施 ・担任との面談(年2回…4月・11月)(必要に応じて適宜実施する)【各学年会】 ・SC・SSWとの面談【保健部】(通年) ・保健室との面談【保健部】(通年)	○保護者面談で聞き取り実施
点検 検証 見直し	各年度の取組については下の【PDCAサイクル図】により検証する。 【PDCAサイクル図】  ※「取組評価アンケート」は全教職員対象に実施する。		○各年度の取組について学校関係者評価委員会で「自己評価」の評価を行う。

Ⅲ いじめへの対処（事案発生時の対応）

～いじめが起きたら～

(1) 発見・通報を受けた際の対応



(2) いじめられた生徒・保護者への対応

- ア 生徒・保護者に寄り添った対応を心がけ、希望する支援などを聞き取る。
- イ 生徒の個人情報などには十分に配慮し、対応する。
- ウ 事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した事実は個人情報などに十分に配慮した上で、速やかに生徒・保護者に伝える。
- エ 生徒の信頼する友人や教員、家族などと連携して組織的に支援する。
- オ 安心して学習に取り組める環境について提案を行う。

- カ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、外部専門家（行政、児童相談所等）との連携を積極的に提案する。
- キ いじめた生徒との関係の改善に努め、いじめが解消したと思われる場合でも見守りを継続する。
- ク インターネット上の誹謗中傷等については警察と連携し、適切な支援を求める。
- (3) いじめた生徒・保護者への対応
 - ア いじめられた生徒・保護者の意向を確認しながら事実関係の聞き取りなどを行う。
 - イ 事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した事実は個人情報などに十分に配慮した上で、速やかに保護者に伝え、適切な連携を図る。
 - ウ いじめられた生徒・保護者の意向を確認しながら生徒の指導を行う。その際には、双方の個人情報などには十分に配慮し、対応する。また、指導措置は相手生徒に対する「心理的又は物理的な影響を与える行為」の内容によりいじめ防止対策委員会で検討する。
 - エ 指導に当たっては、いじめた生徒の行為の背景に着目し、必要な支援も行う。
 - オ 必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、外部専門家（行政、児童相談所等）との連携を提案する。
 - カ いじめられた生徒との関係の改善に努め、いじめが解消したと思われる場合でも見守りを継続する。
 - キ インターネット上の行為については警察との連携への協力を促す。
- (4) いじめが起きた集団への働きかけ
 - ア いじめられた生徒・保護者の意向を確認しながら、第三者的な立場の生徒への事実確認の聞き取りなどを行う。その際には、聞き取る生徒の保護者に十分な説明を行う。
 - イ 事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した事実を当事者に伝える際には、第三者的な立場の生徒の個人情報などに十分に配慮する。
 - ウ いじめが起きた集団内での背景に着目し、再発防止の措置をとる。
 - エ 当事者たちの関係の改善に向けて協力するよう促す。
 - オ インターネット上の行為については警察との連携への協力を促す。

IV 重大事態への対応

- (1) 重大事態の要件（「いじめ防止対策推進法」第28条）
 - ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - イ いじめにより生徒が相当の期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - ウ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。
- (2) 基本的な対応の手順
 - 重大事態が生じた場合は、速やかに県教育委員会に報告し、その後の対応は文部科学省「不登校重大事態に係る調査の指針」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に従う。

年間指導計画

月	取組等	未然 防止	早期 発見	点検 検証
3	合格者オリエンテーション内の生徒指導部主事からの話	○		
4	教職員に対しての「いじめ防止基本方針」の周知と取り組みの徹底	○		
	個人面談の実施	○	○	
	遠足の実施	○		
	スタディサポート（アンケート）	○	○	
5	「学校安全アンケート」（いじめアンケート）の実施	○	○	
	学校関係者評価委員会			○
6	PTA 合同交通指導			○
7	保護者会の実施	○	○	○
	いじめ防止の年間計画についての「取組評価アンケート」の実施			○
	「学校評価（中間評価）」の実施			○
	「取組評価アンケート」「学校評価（中間評価）」の結果について特別支援教育推進委員会で検証			○
9	「学校安全アンケート」（いじめアンケート）の実施	○	○	
10	修学旅行の実施	○		
	授業公開週間を設定	○		
	PTA 合同交通指導			○
11	個人面談の実施	○	○	
12	人権講話	○		
	いじめ防止の年間計画についての「取組評価アンケート」の実施			○
1				
2	「学校評価（中間評価）」の実施			○
	「取組評価アンケート」「学校評価（中間評価）」の結果についていじめ防止対策委員会で検証			○
3	学校関係者評価委員会			○
通 年	相談活動の周知（「SC 来校日」の発行…毎月 1 回）		○	
	SC、SSW との面談	○	○	
	保健室での面談	○	○	
	「健康観察」の実施（毎日）	○	○	

平成25年9月策定
令和5年4月20日改定
令和7年4月25日改定